明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業七）　一
〔告示〕
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（財務六三）　二
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（財務・経済産業一）　一〇
○複写機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（経済産業三三）　三
○電気冷蔵庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（同三四）　四
○電気冷凍庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（同三五）　一六
○複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（同三六）　一八
○プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（同三七）　二三
○電気温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（同三八）　二六
○乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（経済産業・国土交通二）　二六

省令

○経済産業省令第七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十六号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第五号、第十号、第十一号、第二十四号、第二十五号及び第二十六号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項第一号を次のように改める。

一　カラー複写機

第四十八条第四項第三号及び第四号を次のように改める。

三　定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの

四　毎分十三枚以上の複写ができない構造のもの

第四十八条第四項に次の一号を加える。

五　デジタル式以外のもの

第四十八条第八項第一号及び第二号を次のように改める。

一　家庭用のもののうち、吸収式のもの

二　家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの

イ　冷蔵室の定格貯蔵温度の下限が零度以上の冷気強制循環形のもの

ロ　冷気自然対流形のもの

ハ　定格内容積が二千リットルを超えるもの

ニ　ＪＩＳ（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Ｂ八六三〇（二〇〇九）の対象となるもの以外のもの

ホ　一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一二五）、一・一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三ａ）又は一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四ａ）を冷媒として使用しないもの

ヘ　電源から切り離した状態で用いるためのものであつてキャスターを有するもの

ト　横型のものであつて高さの外形寸法（流し台と一体のものにあつては、流し台の高さに相当する高さを除く。）が六百五十ミリメートル以下のもの

チ　縦型のものであつて高さの外形寸法が二千五十ミリメートル以上のもの

リ　水冷式凝縮器を有するもの

ヌ　筐体の両面に扉を有する構造のもの

ル　ドロワー冷蔵庫

ヲ　注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が五十台未満のもの

第四十八条第九項第一号及び第二号を次のように改める。

一　家庭用のもののうち、吸収式のもの

二　家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの

イ　定格内容積が二千リットルを超えるもの

ロ　ＪＩＳＢ八六三〇（二〇〇九）の対象となるもの以外のもの